

令和8年3月3日

目黒区長 青木 英二 宛て

目黒区公契約審議会

会長 遠藤 幸子

令和7年8月26日付け目総契第2961号により諮問のあった令和8年度労働報酬下限額について、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見も付しますので、今後の検討に当たっては十分に尊重することを要望します。

記

1 適用する「公共工事設計労務単価」の年度について

労働報酬下限額を決定するに当たり適用する公共工事設計労務単価の年度については、令和8年度の東京都の公共工事設計労務単価を基に算出することが妥当である。

2 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に係る令和8年度労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価を8で除して得た額に、100分の90を乗じて得た額が妥当である。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されず、かつ東京都による参考値が示されない職種があった場合は、今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和8年度の東京都の公共工事設計労務単価（全職種）の平均伸び率を乗じて得た額とすることが妥当である。

(2) 熟練労働者・一人親方に当たらない労働者

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の設計労務単価を8で除して得た額に、100分の70を乗じて得た額が妥当である。

3 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に係る令和8年度労働報酬下限額

パートタイム会計年度任用職員の報酬額を基本に、東京都最低賃金及び都内他自治体の設定額等を勘案して得た額が妥当である（1時間当たり1,496円）。

4 各委員からの意見

（1）公契約条例の運用について

ア 公契約審議会においてこれまでの検討課題等を整理した資料を作成されたい。

イ 労働者に対して、公契約条例についてより周知を図られたい。

（2）業務委託契約及び協定に定める契約に係る労働報酬下限額について

労働報酬下限額の引き上げに当たっては、事業者の事情も十分考慮されたい。

以 上